②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、平成21年11月30日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　平成６年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了したＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、下記㋐及び㋑の要件を全て満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

㋑　施工延長が1,300m以上であること。

ただし、㋐及び㋑は同一トンネルで施工した実績であること。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に従って当該工事に専任で配置できること（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、本工事に配置する技術者は、平成６年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了したＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、下記１）及び２）の要件を全て満たす施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

また、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

１）内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

２）掘削及び覆工の施工延長が1,300m以上であること。

ただし、１）及び２）は同一トンネルで施工した経験であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書㈱」の様式は５⑴から入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道115号楢這トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 21 年 10 月 29 日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長　市橋　保彦

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、28

⑵　購入等件名及び数量

全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の高度化に対応するための開発事業

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成21年11月18日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8927 東京都千代田区霞が関２－１－２　消防庁防災部防災課国民保護室　担当　山根　　聡　電話03―5253―7550

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成21年10月29日から平成21年11月18日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ